# 令和8年度~令和12年度 加古川市ファミリーサポートセンター運営業務 プロポーザル募集要領(公募型)

加古川市こども部 こども政策課 (令和7年10月)

#### 1 趣旨

加古川市では、育児と就労の両立支援を図り、安心して働くことができる育児環境を整備するとともに、地域における子育て支援活動の推進を図ることを目的に、平成15年度にファミリーサポートセンターを設置し、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)を募集、登録し、保育園への送迎や一時預かり等の援助活動に関する会員相互のコーディネートを行い、また、相互援助に関して、必要な知識に関する講習会や交流会を開催してきた。さらに、令和5年度からは産後子育てサポート事業として、産後の子育ての負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することを目的とし、生後6か月未満のこどもを制度対象とするファミリーサポートセンター事業の拡充業務や、1歳未満のこどもを養育する依頼会員を対象に、6時間分の育児サポート無料クーポン券の交付及び支払い等に関する業務を行っている。

これらを踏まえ、加古川市ファミリーサポートセンター運営業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者(以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。)を選定するものとする。

#### 2 業務の概要

- (1) 業務名 加古川市ファミリーサポートセンター運営業務
- (2) 業務の目的 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第14項 に規定する子育て援助活動支援事業として、地域において、 会員相互に育児の援助を行うことで、安心して働ける育児 環境を整備するとともに、地域における子育て支援活動の 推進を図る。
- (3) 業務内容 会員の募集・登録、援助活動の調整、援助活動に関する講習会等の開催、会員の不安解消及び相互交流、情報交換を目的とした交流会の開催。育児サポート無料クーポン券の交付及び支払い。
- (4) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで

## 3 施行予定額(予算額)

88,070,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

# 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

## 5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市ファミリーサポートセンター運営業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

## 6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、 指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められ た者(以下「参加者」という。)の通知を受けた場合にプロポーザルに参加 できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

				①加古川市財務規則(昭和44年規則第13号)第76条第1
				項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている法人
				であること。
入	札 参	加資	格	②地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者で
				あること。
				③市税を滞納していないこと。
				④法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
7	<del>-</del> 11	<b>4</b>	Ήп	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日ま
入信	札	参	加 置	での期間において、加古川市指名停止基準(平成6年告示
停	止	措		第 166 号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

業	務	実	績	地方公共団体におけるファミリーサポートセンター運営 業務について、令和3年4月1日以降に受託し、かつ継続し て1年以上運営した業務実績(履行中のものを含む。)を元 請として有すること。
経	営の	安定	性	① 電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適 格性				加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年3月 16日総務部長決定)に規定する暴力団等でないこと。
その他				公平なプロポーザル実施の妨げになる行為、事実等がないこ と。

## 8 説明会

説明会は開催しない。

## 9 質疑 • 回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、「質問書」(様式 12) に質問事項を記載のうえ、令和7年11月28日(金)12時までに、電子メールによりこども政策課宛に送信すること。メールの件名は「加古川市ファミリーサポートセンター運営業務に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。

【こども政策課 E-mail】kodomo\_seisaku@city.kakogawa.lg.jp

- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」(様式 13) により、参加者全員に電子メールで、令和7年12月2日(火)17時までに回答する。
  - ※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

#### 10 参加申込・資格審査

#### (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式1)に必要事項を記入、 代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおりこども政策課に提出 すること。

- ① 関係書類
  - ·会社概要票(様式2)
  - ·業務実績調書(様式3)
  - ・業務実績を証する契約書等の写し
  - ・業務実績が確認できる仕様書または実績報告書等の写し
  - ・加古川市市税確認承諾書(様式4) (課税の有無にかかわらず、提出すること。)
  - ・国税に関する納税証明書「その3の3」 (写し可、令和7年10月1日以降に発行したものに限る。)
  - ・会社概要 (パンフレットなど任意)
- ② 提 出 先:加古川市役所 本館1階 こども部こども政策課 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地
- ③ 提出期限:令和7年11月13日(木)17時 必着 提出方法:直接、こども政策課窓口へ持参か、書留郵便とする。(電子メ ールでの提出は不可)
- ※提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書は受け付けない。
- ※書留郵便による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

#### (2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」(様式5)又は「参加資格審査結果通知書」(様式6)により、令和7年11月20日(木)までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもってこども政策課に説明を求めることができるものとする。

#### (3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞

退書」(様式 11) に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提 出締切日までにこども政策課に提出するものとする。

## 11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により 提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出す ることとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書 の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

- ① 企画提案書の提出について 「企画提案書等提出届」(様式7)に必要事項を記入し、代表者印を押印 すること。
- ② 企画提案書
  - ア 業務責任者経歴書(様式8)
  - イ 業務従事者一覧 (様式9)
  - ウ 人員配置計画 (様式10)
  - 工 企画提案(任意様式)

用紙はA4、表紙・目次を除いて20ページ以内とし、頁番号を付番すること。なお、A3サイズの使用も認めるが2ページ換算とする。(業務フロー、マニュアル、事業周知及び会員向け印刷物等を添付する場合はページ数に含めない。)

③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で 作成する(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと)。金額は消費 税等込みの金額を記入すること。

- (2) 提出部数
  - 正本 1部
  - •副本 9部
- (3) 提出の期限、方法及び提出先
  - ① 提出期限:令和7年12月9日(火)17時必着
  - ② 提出方法:直接こども政策課窓口へ持参か、書留郵便とする。(電子メールでの提出は不可)
  - ③ 提 出 先:加古川市役所 本館1階 こども部こども政策課 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地
  - ※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
  - ※ 書留郵便による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったもの

は受け付けない。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、 問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

- 12 審査(企画提案書及びプレゼンテーションによる審査)
  - (1) 参加資格を満たす参加者全てを対象として、令和7年12月17日(水) に企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

※ 詳細は、参加者に別途連絡する。

場所:加古川市役所 北館3階 531 会議室

兵庫県加古川市加古川町北在家 2718

時間:準備5分、説明15分、質疑15分を予定

- ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない(スクリーン等に投影して説明する場合も同じ)。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
- イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、 スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。
- ウ 参加者の出席者は3名以内とする。
- エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。
- (2) プレゼンテーションを踏まえた企画提案書等の内容により、契約候補者等を選定する。
  - ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式 14)により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式 15)により通知する。

- ウ 上記ア及びイ以外の者への通知
  - 「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式16)により通知する。
- (3) 上記(2)の通知は、審査終了後、5日以内に通知する。
- (4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)に、代表者印を押印した書面をもって、こども政策課に説明を求めることができるものとする。

# 13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別に定める採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、合計点のうち価格点を除いた 1,050 点満点中 630 点に満たないものは、契約候補者等に選定しない。

#### 14 契約締結に向けての協議

#### (1) 仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び 削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者にお いても同様とする。

#### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

#### (3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

## (4) 契約保証金について

受注者は当業務の契約締結までに契約金額(5年間・総額)の10分の1 に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間 に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の 全部又は一部を免除することがある。

また、契約保証金の納付は、金融機関が振出し又は支払保証した小切手等の提供をもって、これに代えることができる。

### 15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和7年11月13日(木)17 時まで(必着)	様式1~4、必要書 参加希望者⇒ 類 市	

参加資格審査結果 の通知	令和7年11月20日(木)まで に発送	様式5又は様式6	市→参加希望 者
質問締切	令和7年11月28日(金)12時 まで	様式 12	参加者⇒市
質問に対する回答	令和7年12月2日(火)17時 まで	様式 13 メールで回答	市→参加者
企画提案書提出	令和7年12月9日(火)17時 まで(必着)	様式 7~10 企画提案書 見積書	参加者⇒市
プレゼンテーショ ン等による審査	令和7年12月17日(水)	_	<del></del>
選定結果等の通知	令和7年12月22日(月)まで に発送	様式 14~16	市→参加者
契約候補者との協 議	令和8年1月13日(火)まで	_	
次点者との協議	令和8年1月21日(水)まで ※1	_	
契約締結日 (予定)	令和8年2月5日(木)	(契約書)	
業務の履行開始	令和8年4月1日(水)		

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

#### 16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例(平成 10 年条例 第 27 号)に基づき対応する。

## 17 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報および企画提案書の内容を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

## 18 問い合わせ先

加古川市役所こども部こども政策課 担当 前川、川間

電 話: 079-427-9397 FAX: 079-424-0346

E-mail: kodomo\_seisaku@city.kakogawa.lg.jp

以上